

横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの解説

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性を認識しつつ、プライバシーの保護を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) 防犯カメラとは、不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合も含む。）として、特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラをいう。

【解説】

「不特定多数の者が利用する施設や場所」とは
道路、公園・広場、金融機関、小売店・百貨店・複合施設等の商業施設、事業所、劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設、ホテル・旅館、鉄道駅、駐車場、地下街、商店街・商店会・繁華街などを想定しています。

「副次的目的とする場合を含む」とは
防犯カメラ設置の主目的が防火・防災用、利用者の安全確保・事故防止用、施設管理用であっても、防犯を主目的とするものと明確に区分することができないため、ガイドラインの対象としていることを示しています。

「画像記録装置を有するカメラ」とは
画像が記録されない場合には、画像が他の者に流出したり、悪用されるなどの恐れがありませんので、ガイドラインの対象とならないことを示したものです。

- (2) 画像データとは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

3 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置及び運用するにあたって、その適切な管理を図るため管理責任者を指定するものとする。

【解説】

画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像データの保管など管理を適切に行うため、管理責任者を指定することとしたものです。

4 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めるものとする。

【解説】

防犯カメラの設置・運用にあたっては、犯罪の予防効果を高めることと、プライバシーの保護を図ることのバランスをとる必要があります。そこで、撮影にあたっては、目的を達成するために必要な範囲に限定することとしたものです。

5 防犯カメラの設置の表示

防犯カメラを設置するにあたっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

【解説】

防犯カメラが設置されていることが認識できるよう、防犯カメラの設置されている建物や区域内の見やすい場所に設置している旨の表示を行うこととしたものです。

6 画像データの保存・取扱い

画像データが外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 防犯カメラ等の操作担当者の指定

防犯カメラ設置者は、必要であると判断する場合は、防犯カメラ及びそのモニター又は録画装置の操作を行う担当者を指定するものとする。その場合、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

【解説】

コンビニエンスストアなどのように曜日や時間帯によって従事者が変わってしまう店舗等では、特定の者を操作担当者として指定することは困難な場合があるため、その指定については、設置者の判断に委ねることとしたものです。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は短期間とするものとし、おおむね1箇月以内で必要な保存期間を決め、不必要な画像データの保存は行わない。

【解説】

設置者の業種などによって保存期間が異なるため、設置者自らが保存期間を定めることとしますが、データを長期間保存することは、外部への漏えいなどの恐れが増えるため、保存期間の目安として「おおむね1箇月以内」という基準を示したものです。

(3) 画像データ等の厳重な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）やパソコンについては、管理責任者や操作担当者等の関係者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に管理し、「8」に定める場合を除き、画像の複写及び加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

【解説】

プライバシー保護を図るため、画像データ等は管理責任者などの関係者以外の者が容易に見通せない場所で管理し、「8」で定める場合を除き、画像の複写・加工や外部への持ち出しは禁止することとしたものです。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

7 目的外の利用の禁止

防犯カメラの管理責任者等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、利用してはならない。

【解説】

管理責任者等は、個人情報保護の観点から、画像データや画像から知り得た情報をみだりに人に漏らしてはなりません。

8 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データの提供に当たっては文書による依頼を必要とする。ただし、緊急かつやむを得ない場合はこの限りではない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【解説】

防犯を目的として設置されているカメラであることから、その他の目的で画像を利用したり、他の人に画像データを提供する必要はなく、プライバシー等の問題に配慮し、原則として、第三者への提供は禁止すべきものですが、客観的に見て提供することが妥当と認められる例外として、5項目を定めたものです。なお、第三者に画像を提供した場合には、提供日時、提供先、提供した画像の内容、提供の目的、理由などを記録するようにしましょう。

また、なお書きにある「提供」とは、画像の複写及び加工や外部への持ち出しをすることを指しています。

9 苦情等の処理

管理責任者は、当該防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

10 運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインの「1」から「9」に沿った運用の基準を策定し、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう努めるものとする。

【解説】

これまでの項目でお知らせしたとおり、防犯カメラの設置・運用を適切に行うため、設置者は、このガイドラインの「1」から「9」に沿った運用基準を定めることとしています。

11 その他

防犯カメラの設置者は、個人情報保護法等を遵守するとともに、業務を委託する場合には、委託業者に適切な管理、運用を徹底させるものとする。

【解説】

「個人情報保護法等の遵守」とは

個人情報に該当する画像を取り扱うこととなりますので、このガイドラインのほか、「個人の情報の保護に関する法律」や「横浜市個人情報の保護に関する条例」などの規定に基づき、適切に取り扱うこととしています。

「業務を委託する場合」とは

施設管理業務などを委託する場合には、このガイドラインや運用基準の遵守を委託条件に盛り込むなど、委託業者に適切な管理、運用を徹底することとしています。